

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	保健福祉課	検索番号	1-4
法令名	生活保護法	根拠条項	51-2	
不利益処分	指定医療機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止			
(根拠規定)				
生活保護法第51条第2項 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。				
1 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。				
2 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。				
3 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。				
4 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。				
5 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。				
6 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。				
7 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。				
8 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。				
9 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。				
10 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。				
(処分基準)				
知事は指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う。				
・生活保護法による医療扶助運営要領について				
(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)				
第6-3-(2) -ア				
(ア) 故意に不正又は不当な診療を行なったもの。				
(イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。				
(ウ) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。				
(エ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。				